

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 愛 誠 会

## 社会福祉法人愛誠会 役員等報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人愛誠会（以下「法人」という。）役員（理事及び監事）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

**第2条** 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長の報酬 月額150,000円以内
- (2) 常務理事の報酬 月額250,000円以内

(報酬等の支給方法)

**第3条** 報酬等の支給時期は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第6条の規定に準じて支給）に支給する。

(報酬等の日割り計算)

**第4条** 新たに理事長もしくは常務理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長もしくは常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りにより支給する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

**第5条** この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、50銭未満の端数については、これを切り捨て、50銭以上1円未満については、これを1円に切り上げる。

(補則)

**第6条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

**附 則** (平成29年 3月29日理事会/議案第9号)

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
- 2 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成6年4月1日施行）は、廃止する。